

村 農 第 1526 号  
令 和 8 年 1 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村上市長 高橋 邦芳

市町村名 (市町村コード)	村上市 (15212)
地域名 (地域内農業集落名)	館腰地区 (大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、釜杭、小揚、熊登、寺尾、宮ノ下、下中島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

小規模な圃場が多い状況で農業経営者の高齢化が進んでおり、また、後継者問題や集落営農・農事組合法人などの経営体の高齢化も進んでおり、新たな農地の受け手の確保や農道・水路の管理が課題となっている。加えて山間部の農地を中心に水路の管理が困難で耕作放棄地が増加しており、近年はイノシシやサルによる水稻や畑作物への被害が急激に拡大しており、有害鳥獣対策も喫緊の課題もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

小揚、熊登地区以外で圃場整備を行う関係で中間管理機構を経由して担い手に集積を進める必要があり、域内における高齢化や後継者課題等による課題に対し、今後農業をどう維持するか、また、地域において効率的な営農管理が図れるかについて、集落(地域)での話し合いを定期的に進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	633.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	559.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

「協議の場」で協議された農振農用地区域内の農地(青地)及び、引き続き耕作する農振農用地区域外の農地(白地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

圃場整備に向けて、農地中間管理機構を通じた農地賃借の利用権設定を行っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

長津地区(笛平、瑞雲、釜杭)については、令和5年度より農地中間管理機構関連農地整備事業によるほ場整備に着手しており、早期の事業完了を目指す。館越地区(大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、寺尾、宮ノ下、下中島)についても、同様に、農地中間管理機構関連農地整備事業によるほ場整備の早期事業着手を目指す。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落内を中心に営農する経営体に対し集積・集約化を図り、自治体やJA等と連携し、栽培技術の支援や生産する農地の斡旋などに取り組む。また、農地および営農維持が困難な集落に対し、地域内外から地域農業を支える多様な経営体を募集するなど、経営体間の話し合いやマッチングによる切れ目のない農地利用と営農推進を図る。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内外で地域農業を支える大規模経営体へ農作業委託を推進し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシや猿の被害が拡大しないよう電気柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②安心・安全な農産物の提供、多様なニーズに対応するため、県基準に合致した認証制度等をこれまでどおりに推進し、地域農産物の付加価値を向上する取り組みを進める。

③営農管理の効率化や品質向上・収量増加のため、JAが提供する営農支援システム等を活用し、適期かつ効率的な営農管理をめざすとともに、多様な営農条件に適したスマート農業技術の導入・普及にむけた取り組みを推進する。

⑦多面的機能の維持・発揮を図るため、集落単位での共同活動により、適切な保全管理を推進する。また、中山間地域等において、耕地条件の悪化や高齢化に加え、農業生産の維持・管理低下が課題となる集落については、交付金等の活用を推進し、集落(地域)と経営体が一体となった取り組みを推進する。

⑨笛平集落にある畜産会社からなる堆肥を耕種農家が散布する仕組みを構築する。

⑩ほ場整備事業に伴い水田での園芸の取り組みを行い、ネギ、ブロッコリー、枝豆、こんにゃくいも、玉ねぎ、みょうがの産地化を目指す。